



## 若者被害特別相談「若者トラブル188番」を実施します（関東甲信越ブロック若者悪質商法被害防止共同キャンペーン）

県消費生活センターでは、若者をターゲットにした悪質商法や「電話でお金詐欺」被害の未然防止、早期発見を目的とした「関東甲信越ブロック若者悪質商法被害防止共同キャンペーン」の一環として、若者被害特別相談を実施します。

### 若者被害特別相談「若者トラブル188番」

4か所の県消費生活センターにおいて、悪質商法等による若者被害の未然防止や早期発見を目的に、若者被害特別相談を実施します。

電話又は来所によりお気軽にご相談ください。

- ・日時 令和7年1月21日（火）、22日（水） 受付時間 8：30～17：00
- ・相談会場

北信消費生活センター	☎ 026-217-0009	長野市大字南長野字幅下 692-2 県庁西庁舎 2階
中信消費生活センター	☎ 0263-40-3660	松本市大字島立 1020 県松本合同庁舎 4階
南信消費生活センター	☎ 0265-24-8058	飯田市追手町 2-641-47 飯田市美術博物館隣
東信消費生活センター	☎ 0268-27-8517	上田市材木町 1-2-6 県上田合同庁舎 6階

※若者被害の相談は、特別相談日だけでなく、他の平日も受け付けています。

来所による相談の場合は、事前にご連絡をいただけますと幸いです。

局番なし188番（消費者ホットライン）は、お近くの消費生活相談窓口につながります。

### ◎LINE相談窓口

LINEによる相談も受け付けています。相談の流れ等の詳細につきましては長野県「消費生活情報」をご覧ください。

<https://www.nagano-shohi.net/linesoudan/>

### ※共同キャンペーンの一環として以下の啓発等も実施します

#### ◎共通リーフレット・ポスターによる啓発

高校・大学や関係機関等に共通キャラクター「カモかも」をデザインしたリーフレット・ポスターを配布し、相談窓口の周知を図ります。

#### ◎ウェブサイトを利用した情報提供

長野県「消費生活情報」ウェブサイトに関連情報の提供を行います。<https://www.nagano-shohi.net>



添付資料・「関東甲信越ブロック若者悪質商法被害防止共同キャンペーン」リーフレット

### 注意！「架空料金請求詐欺」が増加しています！

▶「電子マネーで支払って！」

「電子マネーの番号を教えて」は、詐欺を疑う！

▶身に覚えのない料金請求は、詐欺を疑いよく確認！

▶パソコン・携帯電話に警告画面が出て、

表示された電話番号に連絡しない！

▶お金の話が出たらまず相談！（消費者ホットライン 局番なし188）



（問合せ先）

担当 県民文化部 くらし安全・消費生活課  
相談啓発係 吉澤、宮坂

電話 026-235-7286（直通）  
026-232-0111（代表）内線 4802

FAX 026-235-7374

E-mail [kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp](mailto:kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp)